

公的資金補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水事業		
事業開始年月日	平成元年10月16日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	四日市市	職員数 (H19. 4. 1現在)	3
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	253円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1,976
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.966 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	22.2 (H19)
		経常収支比率 (%)	85.2 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日：平成17年2月7日 合併前市町村：四日市市、楠町] 旧楠町では農業集落排水事業を行っていなかったため、合併による会計及び組織の統合は発生していない。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	四日市市農業集落排水事業財政健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	四日市市上下水道事業管理者 西川 周久
既存計画との関係	四日市市集中改革プラン 平成17年度～平成21年度 農業集落排水事業整備計画
公表の方法等	計画承認後議会へ説明、市広報誌、ホームページ
基本方針	農業集落排水事業は平成19年度から上下水道局の所管となり、下水道事業とともに生活排水対策部門の一元化を図った。しばらくは法非適用事業のまま事業展開を図る予定であるが、今後、法適用に向けた準備を進めることとしており、法適用事業になることで、より一層の経営の合理化と透明化を図るなかで、処理原価等の費用も明確化され、受益者負担の適正な水準も明確になると考える。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	18	16	0	34
	補償金免除額	3	4	0	7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	8	6	0	14

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	2,485,161	4,078,801	2,140,131	8,704,093
	流域下水道事業債	182,083	351,234	75,608	608,925
	農業集落排水事業債	17,532	15,614	0	33,146
合 計 (A)		2,684,776	4,445,649	2,215,739	9,346,164
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		2,684,776	4,445,649	2,215,739	9,346,164

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	730,588	281,123	0	1,011,711
合 計 (A)		730,588	281,123	0	1,011,711
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		730,588	281,123	0	1,011,711

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	1,831,714	1,364,688	814,543	4,010,945
	流域下水道事業債	100,898	75,482	46,187	222,567
	農業集落排水事業債	7,753	4,975	0	12,728
合 計 (A)		1,940,365	1,445,145	860,730	4,246,240
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,940,365	1,445,145	860,730	4,246,240

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>四日市市においては、都市計画市街化区域及びこれに準ずる区域について、三滝川、海蔵川以北を「北勢沿岸流域下水道関連公共下水道（四日市北部処理区）」、内部川以南を「北勢沿岸流域下水道関連公共下水道（四日市南部処理区）」又これらに挟まれた区域を「単独公共下水道」及び「単独特定環境保全公共下水道」によりそれぞれ整備する計画で、単独公共下水道については昭和30年、北部処理区は昭和52年、南部処理区は平成元年、特定環境保全公共下水道は平成5年にそれぞれ着手してきた。</p> <p>一方、これら公共下水道区域以外の農業振興地域においては、農村の混住化・多様化に伴い、生活雑排水による水質汚濁が著しく、農業用排水路はもとより、内部川・鈴鹿川等の公共水域にまで影響を及ぼしており、特に農業生産物への被害が著しいことと、住居形態が集落単位に分散していることから、農村地域の实情に適した農業集落排水事業で整備を進めている。</p> <p>現在の供用区域は、平成20年度に供用開始予定の1区域を含めて9区域あり、今後、新たに19年度1区域(計画戸数225戸、計画人口820人、整備区域31.1ha、事業費1,334百万円)、20年度1区域(計画戸数105戸、計画人口450人、整備区域16.0ha、事業費665百万円)、26年度から1区域(計画戸数144戸、計画人口620人、整備区域17.0ha、事業費682百万円)の着手を予定している。したがって、今後もしばらくは事業拡大の傾向が続くことから、各年度の整備事業費や維持管理費、地方債残高については、同様に増加傾向が見られる。</p> <p>なお、計画前5年間に於いて、計画戸数645戸、計画人口2,650人、整備区域は113.6haの増となっている。</p>																				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="448 797 635 840">課題</td> <td data-bbox="638 797 1430 840">法適用に向けた準備について</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 844 1430 952">平成19年度より市長部局から事業の移管を受け、しばらくは法非適用事業として展開を図る予定であるが、法適用に向けた準備を進める必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 956 635 999">課題</td> <td data-bbox="638 956 1430 999">適正な使用料の把握について</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 1003 1430 1111">法適用に向けた準備を進める中で処理原価をきちんと算出し、適正な使用料を把握するとともに、公共下水道使用料との整合性を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1115 635 1158">課題</td> <td data-bbox="638 1115 1430 1158">地方債残高の縮小について</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 1162 1430 1270">地方債残高について、19年度、20年度に新たな処理区を設けるため残高が大きく増えることとなるが、起債を計画的に行うことにより残高の縮小を図っていく必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1274 635 1317">課題</td> <td data-bbox="638 1274 1430 1317">適正な処理区域内人口の見込について</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 1321 1430 1429">処理区域内の人口について、人口減少傾向もあり計画人口から乖離し始めている。使用料収入を正確に見込むためにも、各処理区域の計画人口を精査し、適正に見込まなければならない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1433 635 1476">課題</td> <td data-bbox="638 1433 1430 1476">事業移管によるメリットの活用について</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 1480 1430 1588">上下水道局に事業移管されたことについて、そのメリットを活かし、より効率的な事業展開を図る必要がある。</td> </tr> </table>	課題	法適用に向けた準備について	平成19年度より市長部局から事業の移管を受け、しばらくは法非適用事業として展開を図る予定であるが、法適用に向けた準備を進める必要がある。		課題	適正な使用料の把握について	法適用に向けた準備を進める中で処理原価をきちんと算出し、適正な使用料を把握するとともに、公共下水道使用料との整合性を図る必要がある。		課題	地方債残高の縮小について	地方債残高について、19年度、20年度に新たな処理区を設けるため残高が大きく増えることとなるが、起債を計画的に行うことにより残高の縮小を図っていく必要がある。		課題	適正な処理区域内人口の見込について	処理区域内の人口について、人口減少傾向もあり計画人口から乖離し始めている。使用料収入を正確に見込むためにも、各処理区域の計画人口を精査し、適正に見込まなければならない。		課題	事業移管によるメリットの活用について	上下水道局に事業移管されたことについて、そのメリットを活かし、より効率的な事業展開を図る必要がある。	
課題	法適用に向けた準備について																				
平成19年度より市長部局から事業の移管を受け、しばらくは法非適用事業として展開を図る予定であるが、法適用に向けた準備を進める必要がある。																					
課題	適正な使用料の把握について																				
法適用に向けた準備を進める中で処理原価をきちんと算出し、適正な使用料を把握するとともに、公共下水道使用料との整合性を図る必要がある。																					
課題	地方債残高の縮小について																				
地方債残高について、19年度、20年度に新たな処理区を設けるため残高が大きく増えることとなるが、起債を計画的に行うことにより残高の縮小を図っていく必要がある。																					
課題	適正な処理区域内人口の見込について																				
処理区域内の人口について、人口減少傾向もあり計画人口から乖離し始めている。使用料収入を正確に見込むためにも、各処理区域の計画人口を精査し、適正に見込まなければならない。																					
課題	事業移管によるメリットの活用について																				
上下水道局に事業移管されたことについて、そのメリットを活かし、より効率的な事業展開を図る必要がある。																					
留意事項																					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	45.1	47.7	46.6	44.3	42.3	43.5	60.9	55.9	57.7	56.9	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	76.6	64.8	63.4	66.0	60.7	68.0	66.0	68.7	68.5	68.8	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	52.7	42.0	42.2	46.7	43.0	50.4	47.8	48.5	46.2	42.6
	うち基準内繰入金	(%)	9.9	9.9	10.8	8.9	9.3	10.4	10.4	10.3	9.7	9.0
	うち基準外繰入金	(%)	42.9	32.1	31.3	36.7	33.7	40.0	37.4	38.2	36.6	33.5
	うち料金収入に計上すべき繰入金等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	14.3	12.8	13.0	16.5	18.2	19.6	8.0	8.9	8.3	11.7
	うち基準内繰入金	(%)	3.9	4.7	4.0	4.5	4.2	5.6	2.3	2.6	2.3	3.3
	うち基準外繰入金	(%)	10.5	8.1	8.9	12.0	13.9	14.0	5.7	6.3	5.8	8.4
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>農業集落排水の整備区域は今後も計画をしていく段階であり、しばらくは現行の料金設定のままと考えているが、将来の法適用によって費用等が明確化されることで料金水準についても検討する必要があると考える。</p> <p>なお、現在整備中の小西地区など新たに供用開始となる地区からの増収を見込み、計画期間中、平均して年度あたり10%の使用料収入の増とした。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>一般会計からの繰入金については、事務費、総務費、償還のための財源などへの補てんを目的に、収支が合うように算出されており、今後も変更はない見込である。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>平成19年度から1区域(計画戸数225戸、計画人口820人、整備区域31.1ha、事業費1,334百万円)、20年度から1区域(計画戸数105戸、計画人口450人、整備区域16.0ha、事業費665百万円)、26年度から1区域(計画戸数144戸、計画人口620人、整備区域17.0ha、事業費682百万円)について事業着手を予定している。</p> <p>また、平成20年度新たに計画戸数313戸、計画人口1,250人、整備区域34.4haの1区域が供用開始となる。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>処理区域について、前述のとおり新たに平成19年度から1区域、20年度から1区域の整備に着手する。このことから計画終了時の地方債現在高及び繰入金が基準年度より増加することになるが、各処理施設の維持・管理については、引き続き民間に委託することや、施設整備の工事コスト縮減などに努めることで費用の削減を図る。</p> <p>また、料金収入はこれまで収納率100%であり、今後も未納はないと考える。</p> <p>なお、上下水道局へ移管される前は農業集落排水事業を10人で行っていたが、他の事業も担当していたため半分の5人を職員数とする。上下水道局に移管された19年度からは、3課にそれぞれ1人の担当を配置したため、事業にかかわる職員数を3人とした。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>四日市市集中改革プラン(平成17～21年度)の基本方針として、職員定数を平成17年度からの5年間で中核市移行事務を除き10%以上、各年度2%以上の削減を図っている。</p> <p>市全体ではH17.4.1 2,910人 H19.4.1 2,801人 109人減 3.7%減 H22.4.1目標 2,684人 226人減 7.8%減。</p> <p>上下水道局では、H17.4.1 234人 H19.4.1 215人 19人減 8.1%減 H22.4.1目標 205人 29人減 12.4%減。H22、23年度においても四日市市集中改革プランを後退することはない。</p> <p>農業集落排水事業においては、上下水道局へ移管される前の5人(10人で行っていたが、他の事業も担当していたため半分の職員数とする)から、移管された19年度より3人(3課にそれぞれ1人の担当を配置)とし、2人の削減とした。また、計画期間中はこの体制で進めていく。</p>
給与のあり方	
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度の給与構造改革については対応済み。 ・地域手当については国に準拠して6%としている。 ・ラスパイレズ指数102.8(平成17年4月)を平成19年度以降100以内に是正を図る。 ・平成18年度99.2 平成19年度見込99.4% ・ラスパイレズ指数の100以下への引下げを企図し、平成18～19年度の2か年に限り、給料3%カットを市独自で実施。 H17=102.8 H18=99.2
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>行政職給料表(一)を適用している。</p> <p>職種の特殊性に鑑み、職種別給料表の検討を継続する。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方	<p>平成18年度に退職時特昇の全面廃止をし、支給率を見直した。</p>
福利厚生事業のあり方	<p>地方公務員等共済組合法に基づき、定められた負担率で支出している。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>農業集落排水事業は平成19年度から上下水道局の所管となり、下水道事業とともに生活排水対策部門の一元化を図った。しばらくは法非適用事業のまま事業展開を図る予定であるが、今後、法適用に向けた準備を進めることとしており、法適用事業になることで、より一層の経営の合理化と透明化を図る。(課題)</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>各処理施設の維持・管理については、従来から民間委託を図ってきたところである。今後新たに供用開始となる処理施設についても民間委託を図ることで、さらなるコストの削減に努める。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>農業集落排水事業は平成19年度から上下水道局の所管となり、下水道事業とともに生活排水対策部門の一元化を図った。しばらくは法非適用事業のまま事業展開を図る予定であるが、今後、法適用に向けた準備を進めることとしており、法適用事業になることで、より一層の経営の合理化と透明化を図るなかで、処理原価等の費用も明確化され、受益者負担の適正な水準も明確になると考える。（課題 〃）</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>行政評価の導入</p>	<p>人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の給与や定員管理等の状況について、市広報誌及び市ホームページにて公表している。</p> <p>四日市市では、各組織（課・室）ごとにその組織の目的とその目的を果たすために「何のために」「何を」「どこまでするのか」を具体的に記述した「業務棚卸表」を作成している。「事後評価」（各課による1次評価及び行政経営委員会による2次評価）を行ったうえ市民に公表している。</p>
<p>5 その他</p>	<p>収入の確保について、新たに処理区域を設けることと、処理区域内の水洗化人口を増加させていくことで、有収水量の増加を図っていく。地方債残高について、農業振興地域における水質汚濁の防止や生活環境の向上のため、農業集落排水事業整備計画に基づき、19年度、20年度に新たな処理区を設けることから、計画期間中に残高が大きく増えることになる。今後、起債を計画的に行うことにより残高の縮小を図っていく。（課題 〃）</p> <p>なお、この農業集落排水事業整備計画の実施期間は、平成31年度までとなっており、地方債残高はこの時期にピークを迎え、以後は減少に転じる見込である。</p> <p>処理区域内の人口について、人口減少傾向もあり計画人口から乖離し始めている。使用料収入を正確に見込むために、各処理区域の計画人口を精査する。（課題 〃）</p> <p>上下水道局に事業移管されたことについて、そのメリットを活かし、より効率的な事業展開を図る。（課題 〃）</p> <p>工事コスト縮減の取組みとして、適切な発注ロット設定の推進や再生材の使用等により、建設改良費の1%縮減を目標とする。</p>

- 注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、〃に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>四日市市集中改革プラン（平成17～21年度）の基本方針として、職員定数を平成17年度からの5年間で中核市移行事務を除き10%以上、各年度2%以上の削減を図っている。</p> <p>市全体ではH17.4.1 2,910人 H19.4.1 2,801人 109人減 3.7%減 H22.4.1目標 2,684人 226人減 7.8%減。 上下水道局では、H17.4.1 234人 H19.4.1 215人 19人減 8.1%減 H22.4.1目標 205人 29人減 12.4%減。H22、23年度においても四日市市集中改革プランを後退することはない。</p> <p>農業集落排水事業においては、上下水道局へ移管される前の5人（10人で行っていたが、他の事業も担当していたため半分の職員数とする）から、移管された19年度より3人（3課にそれぞれ1人の担当を配置）とし、2人の削減とした。また、計画期間中はこの体制で進めていく。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>農業集落排水事業は平成19年度から上下水道局の所管となり、下水道事業とともに生活排水対策部門の一元化を図った。しばらくは法非適用事業のまま事業展開を図る予定であるが、今後、法適用に向けた準備を進めることとしており、法適用事業になることで、より一層の経営の合理化と透明化を図るなかで、処理原価等の費用も明確化され、受益者負担の適正な水準も明確になると考える。（課題）</p> <p>企業債残高について、19年度、20年度に新たな処理区を設けるため残高が大きく増えることとなるが、起債を計画的に行うことにより残高の縮小を図っていく。（課題）</p> <p>処理区域内の人口について、人口減少傾向もあり計画人口から乖離し始めている。使用料収入を正確に見込むために、各処理区域の計画人口を精査する。（課題）</p> <p>上下水道局に事業移管されたことについて、そのメリットを活かし、より効率的な事業展開を図る。（課題）</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>今後、法適用に向けた準備を進める中で、受益者負担の適正な水準を明確化し、公共下水道事業と同様に「汚水＝私費」の原則に則った料金体系とすることで一般会計からの繰出しの縮小に努める。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

(単位:千円)

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	3,833	3,792	3,795	3,780	3,763		6,403	7,636	7,616	7,596	7,576	
	A 増減	-43	-41	3	-15	-17	-113	2,640	1,233	-20	-20	-20	3,700
	水洗便所設置済人口(人)	3,392	3,581	3,610	3,613	3,606		4,931	6,086	6,601	6,991	7,116	
	B 増減	351	189	29	3	-7	565	1,325	1,155	515	390	125	4075
	水洗化率(%)	88.49	94.44	95.13	95.58	95.83		77.01	79.70	86.67	92.04	93.93	
	C 増減	10.03	5.94	0.69	0.46	0.25	17.37	-18.82	2.69	6.97	5.36	1.89	15.47
	有収水量(m³)	285,393	299,281	317,314	300,255	304,434		417,311	515,058	558,643	591,648	602,227	
	D 増減	31,393	13,888	18,033	-17,059	4,179	50,434	112,877	97,747	43,585	33,005	10,579	348,227
	使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	151	156	152	162	160		157	157	157	157	157	
	E 増減	10	5	-4	10	-2	19	-3	0	0	0	0	16
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)													
F 増減													
収納率(%)	100	100	100	100	100		100	100	100	100	100	100	
G 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他()													
H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	8,635	9,360	9,669	9,754	9,763		21,839	26,955	29,236	30,963	31,517	
	増減	1,488	725	309	84	10	2,616	12,076	5,115	2,281	1,727	554	24,370
	職員数(人)	5	5	5	5	5		3	3	3	3	3	
	増減	0	0	0	0	0	0	-2	0	0	0	0	-2
	管理運営費(千円)	57,204	54,208	58,961	58,949	56,671		83,299	73,595	86,851	89,115	91,774	
	I 増減	1,871	-2,996	4,753	-12	-2,278	1,338	26,628	-9,704	13,256	2,264	2,659	36,441
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	15	14	16	16	15		13	10	11	12	12	
	J 増減	1	-1	1	0	-1	1	-2	-3	2	0	0	-2
	汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	335	327	326	366	378		361	258	281	272	276	
	K 増減	-9	-8	-1	40	12	34	-17	-103	23	-9	4	-68
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	180	163	167	177	168		180	129	140	136	137		
L 増減	-16	-17	4	10	-9	-28	12	-51	11	-4	1	-59	
その他()													
M 増減													
使用料回収率(%) (E/K×100)	45.1	47.7	46.6	44.3	42.3		43.5	60.9	55.9	57.7	56.9		
増減	3.1	2.6	-1.1	-2.4	-1.9		12	17.4	-5.0	1.8	-0.8		
累積欠損金比率(%)													
増減													
企業債現在高(百万円)	1,503	1,602	1,758	1,865	1,976		2,070	2,297	2,537	2,808	2,991		
増減	104	99	156	107	111		94	227	240	271	183		
収入の確保	使用料収入	43,176	46,800	48,347	48,768	48,816		61,878	60,231	70,370	77,179	88,285	
	改善額												
	有収水量の増加												
	使用料の適正化												
	収納率の向上												
その他()													
改善額													
経営の効率化	管理運営費	57,204	54,208	58,961	58,949	56,671		83,299	73,595	86,851	89,115	91,774	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの												
	改善額							3,360	5,980	6,000	7,090	5,020	27,450
	職員給与費の適正化												
	維持管理費(上記以外)の適正化 (工事コストの縮減)							3,360	5,980	6,000	7,090	5,020	27,450
	うち職員給与費中の退職手当												
その他()													
改善額													
計画前5年間改善額 合計							0	改善額 合計					27,450

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を に記載すること。

「収入の確保」その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

「経営の効率化」その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(参考) 補償金免除額 6,912

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方

民間委託の取組状況

その他に記載された項目に関する取組等